

**指定認知症型対応型共同生活介護
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)
グループホームものいの家
運営規程**

第1条（目的）

この規程は、株式会社マウントバード（以下「事業者」という。）が運営するグループホームものいの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、要支援2又は要介護状態であつて認知症の状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、入居者の意思及び人格を尊重し、共同生活住居において9人という少人数で家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入居者本位の適切なサービス（入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助）を提供することを目的とする。また併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第3条（運営方針）

事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所の介護職員などは、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、認知症の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、個別の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、生活全般にわたる援助を行う。
- 3 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、介護支援者、介護保険施設等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4条（事業の名称等）

事業を行う事業所の名称・所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームものいの家
- (2) 所在地 千葉県四街道市1806-12

第5条（利用定員）

グループホームものいの家の利用定員は18名（1階9名・2階9名）とする。

第6条（従業者の職種、員数、及び職務内容）

（1）管理者

常勤で1名又は2名（計画作成担当者及び介護職員の兼務あり）

管理者は、事業所の総括責任者として従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、従業者の事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。管理者は、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

（2）計画作成担当者

常勤又は非常勤で1ユニット1名（管理者及び介護職員の兼務あり）

計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。

計画作成担当者は、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

（3）介護職員

日中1ユニット3：1以上 夜間1ユニット1名

介護職員は、介護計画に基づき入居者に対して入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活を営むことが出来るよう生活全般にわたる援助を行う。

第7条（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合の額とする。

- （1）有する能力・状態に応じた自立支援
- （2）入浴、排泄、食事、衣服の着替え等の介護
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）日常生活上の健康管理（協力病院・看護師による24時間連絡体制）
- （5）趣味、嗜好に応じた活動支援
- （6）家族との交流支援
- （7）その他の日常生活を営むことが出来るよう生活全般にわたる援助

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを入居者から受けるものとする。

- （1）家賃 60,000円／月（日割りの場合2,000円／日）
- （2）食材料費 1,500円／日
 - （朝食350円・昼食550円・夕食500円・おやつ100円）
 - （1日3食欠食した場合のみ、欠食扱いとする）
- （3）水道光熱費 22,000円／月（日割りの場合733円／日）
- （4）建物維持管理費 2,500円／月（日割りの場合84円／日）
 - （建物内外及び庭及び備品清掃・エレベータ一点検・消防設備点検費用として）
- （5）ごみ処理代 1,700円／月（事業用ごみの処理代金）
- （6）訪問理美容代 1,500円／1回（希望者）
- （7）送迎対応費 500円／30分単位（通院以外の1対1の希望による付添介助、要件

	を満たした場合の通院付添介助)
(8) 外出対応費	1,000 円／1 回（ユニットで 1 時間以上の外出イベントを行った場合）
(9) その他	個人の嗜好品等購入費用やおむつ類の購入に係る費用は実費を徴収する。
(10) 敷 金	なし（ただし、原則として居室に修繕が必要な場合は協議の上、その都度実費請求するものとする。）

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書（重要事項説明書）で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 月の途中における入退居については、日割り計算とする。

第8条（入退居に当たっての留意事項）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 又は要介護であって、認知症の状態であり、かつ次の事項を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- (4) 原則、四街道市の介護保険被保険者であること

- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合には、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、入居者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第9条（秘密保持）

従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

第10条（苦情管理）

入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第11条（損害賠償）

入居者に対する介護サービスの提供に当たって、故意又は過失により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。ただし、入居者に故意又は過失がある場合には賠償責任を減ずることがある。

- 2 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

第12条（衛生管理）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持

し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第13条（緊急時における対応方法）

介護職員は入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には速やかに協力病院・看護師に連絡するとともに、協力病院・看護師の指示を仰ぐ。又、同時に管理者にも報告し措置を講ずる。

第14条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また防火管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 防火管理者のもとで、非常災害に際しての必要な措置を定めた防災規定を作成し、この計画に沿って定期的に地域の協力機関等と連携を図り、防災訓練を実施し、万全を期するものとする。

第15条（協力医療機関等）

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるもの

とする。

- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（身体拘束）

事業所は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

第18条（地域との連携等）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営

推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第19条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（生活保護）

生活保護を受給している場合は、担当行政・区役所と相談の上、対応するものとする。

- 2 金銭管理は、原則、株式会社マウントバードの指定担当者が行うものとする。
- 3 生活保護を受給している入居者の利用料金は、別紙によるものとする。

第21条（その他運営についての留意事項）

介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 入社時研修 入社後6ヶ月以内
(2) 内部外部研修 隨時
- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、契約終了日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社マウントバードと事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附則

本運営規程は、平成23年12月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成25年12月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成26年5月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成26年12月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成28年8月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成29年2月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成31年1月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、令和元年8月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、令和6年4月1日から施行する。